

刈谷市処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 6 号

刈谷市処務規則の一部を改正する規則

刈谷市処務規則（昭和 2 5 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の表建築課の項中第 9 号を第 1 0 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）宅地造成等工事の許可に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 7 号

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市税条例施行規則（昭和 4 5 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 1 号備考第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット
以下の原動機付自転車 白色

様式第 6 1 号の 2 備考第 1 項中「除く。）」の次に「及び総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下の原動機付自転車」を加える。

様式第 7 0 号中

「

事 業 内 容	
---------	--

」

を

「

事 業 内 容	
---------	--

注 「総排気量又は定格出力」の欄は、減免に係る軽自動車等が刈谷市税条例第 7 5 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車である場合は総排気量及び最高出力を記入してください。

」

に改める。

様式第 7 1 号の 2 中

「

注 1 「身体障害者等手帳の内容」の欄は、不特定多数の身体障害者等が利用する場合は記入不要です。

2 「事業内容」の欄は、特定の身体障害者等が利用する場合は記入不要です。

」

を

「

注 1 「総排気量又は定格出力」の欄は、減免に係る軽自動車等が刈谷市税条例第 7 5 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車である場合は総排気量及び最高出力を記入してください。

2 「身体障害者等手帳の内容」の欄は、不特定多数の身体障害者等が利用する場合は記入不要です。

3 「事業内容」の欄は、特定の身体障害者等が利用する場合は記入不要です。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第28号

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める
金額を定める規則の一部を改正する規則

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部2の項中「81, 290円」を「85, 490円」に改め、同表随時介護を要する状態の部2の項中「40, 600円」を「42, 700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお従前の例による。